

迎春

- 02 所長所感
- 03 贈与税について～お年玉に贈与税はかからない！？
- 04 税制改正関連
- 05 おやつのレシピ
- 06 所得税について～確定申告～
- 07 青い空と心の風景から
おすすめの一冊
- 08 社会保険労務士より「労災保険の特別加入制度について」
- 09 湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！
- 10 司法書士より「信用情報機関を利用したの債務調査」
- 11 職員アンケート
- 12 税務カレンダー

所 感

平成 30 年の新春を皆様におかれましては、健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。また、いつも事務所通信「えん」をご愛読いただき、誠にありがとうございます。今年には明治維新から 150 年だそうです。NHK 大河ドラマでも西郷隆盛を中心とした幕末から明治にかけての物語が始まります。そして来年は改元が行われることとなっており、時代の節目を感じられます。

【良くても悪くてもトランプ米国大統領】

就任から 1 年、就任直後に比べてコミュニケーションに余裕が出ているようです。政策中身も現実路線に入っております。いよいよ公約である大型減税が始まります。法人税率を 35% から 21% に下げ、個人所得税も下げて、10 年間で約 170 兆円を軽減するという。また、米国で設備投資すると、投資額全額を課税所得から差し引けるようになる。

これらは、企業や個人を潤して、活力を高め、投資を呼び込んで米国を豊かにして好循環をつくる狙いである。米景気拡大の起爆剤になるのか、大いに関心を持ちたいです。

【国内景気は行け行け！！】

2 年後の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今年はスタジアムの建設や、ホテルの改装などを含めて、都市インフラの整備がピークを迎えます。安倍政権の安定は景気にとって好ましく、当面大きなリスク要因も見当たらず、右肩上がりの景気が続くようです。

ただ、今年には消費税や社会保障などの重要な政策決定が相次ぐ 1 年となり、内容によっては個人消費の行方が左右される心配があります。

証券口座ではすでに、マイナンバーの提供は義務化されていますが、この 1 月から預貯金口座とひも付ける「付番」が任意ですが始まります。目的は当局による調査の効率化です。来年に予定されています消費税の税率アップは避けられないように思えます。

今年も「DO MY BEST」を合言葉に、所長・職員一同、誠意努力を行っていく所存でございます。皆々様共々素晴らしい一年でありますよう御祈念申し上げます。

森 富夫

贈与税について

～お年玉に贈与税はかからない！？～

贈与税の対象外という考え

贈与税がかからない場合について、国税庁が示してくれています。

贈与税は、原則として贈与を受けたすべての財産に対してかかりますが、その財産の性質や贈与の目的などからみて、贈与税がかからない場合があります。そのひとつに「年末年始の贈答、祝物」という表現があります。

贈与税がかからない場合

- ① 個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞いなどのための金品で、社会通念上相当と認められるもの

お年玉で 100 万円あげるという場合。

→ お年玉で 100 万円は「社会通念上相当」と言えないでしょう。

総務省「家計調査」の 1 月 1 日の贈与金の平均支出額は **7,600 円程度** となっています。100 万円となると、平均支出額の 100 倍以上の金額はさすがにという感じです。社会通念上相当とは言にくいです。

ちなみに、贈与税の対象となっても、

年間 110 万円は非課税です。

結果的には、非課税ですが、贈与税の対象外なのか、贈与税の非課税枠 110 万円を使うかは大きな違いです。贈与税の非課税枠を使ってしまうと、ほかの贈与がある場合に税金がかかりやすくなってしまいます。

- ② 夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの

子どものために、生活費や教育費を払ってあげるのは、当然、贈与税の対象外です。当たり前ですね。文房具、交通費などもそうです。

ただ、大学生活の生活費として渡しているのに、それを別の用途に使ってしまったときは、贈与税の対象となりますのでご注意ください。

参考 [国税庁「扶養義務者（父母や祖父母）から「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与税に関する Q&A」](#)

阿久津 稔

日経新聞を読んで

「社説 順風の年こそ

難題を片付けよう」



新年を迎え、目標に向けて決意を新たにしたい方も多いだろう。先進国の大規模な金融緩和によって、株や不動産などの資産価格が上昇し、企業収益が拡大、投資につながる循環が動き始めた。その中で政府が最優先でやるべきことは何か。超高齢化社会を乗り切る社会保障と財政の見取り図を描くことにつぎる。

社会保障の支出は増え、生産年齢人口は減る。従来の社会保障の仕組みはすでに時代遅れとなっている。健康寿命が延び、65歳以上の労働力率は高まっている。その就労機会をさらに確保し、年金制度を総合的に検討するべきではないか。19年には消費税が10%となる。消費増税がデフレの再来や円高進行をもたらさないよう注意し、「緩やかで継続的な税率上げ」を進めなければならない。

日本経済の活力は、政府の仕事だけで高まるものではない。企業一つひとつの力こそその原動力となる。今、我々が行動できるか。10年後の日本はそれで決まる。だからこそ、順風な今、難題を片付けよう。

中島 良典



税制改正関連

新しい年を迎え、意慾も新たにお過ごしのことと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

テレビ等では平成 30 年度税制改正大綱が取りざたされていますが、まずは平成 30 年 1 月から適用される**配偶者控除**と**配偶者特別控除**について、改正の内容を踏まえながら簡単にご説明していきましょう。

1. 配偶者控除の見直し

(夫はサラリーマン・妻はパート収入のみと仮定)

夫の年収が 1,220 万円を超えると**配偶者控除**を受けられなくなりました。(改正前は夫の年収制限なし)

妻のパート収入が 103 万円以下なら、夫の年収により 38 万円・26 万円・13 万円と**配偶者控除**が段階的に減少します。(表 1 参照)

2. 配偶者特別控除の見直し

妻のパート収入が 103 万円を超え 201 万円まで、夫の年収に応じて**配偶者特別控除**が受けられます。

(改正前は 141 万円未満まで) (表 2 参照)

3. 変更点のまとめ

- ① 夫の年収が増えると**配偶者控除**の金額が減少
(高所得者には増税)
- ② **配偶者特別控除**が適用される妻の年収が増額
(一般的には減税)
- ③ 妻の収入に対する所得税・住民税・社会保険の枠は変わらず

4. 得なのか？損なのか？

今回の改正が我が家には得なのか？損なのか？ケース別に考えてみましょう。

ケース : 夫の年収 1,250 万円 妻は専業主婦

→ 夫は**配偶者控除** 38 万円が受けられず、さらに住民税の**配偶者控除**もなくなり大幅に増税。

ケース : 夫の年収 600 万円 妻の年収 150 万円

→ 夫は**配偶者特別控除** 38 万円が受けられ、住民税でも減税となり手取額は増加するが、妻の所得税・住民税・社会保険の加入義務が生じる。
(130 万円の壁は変わらず)

ケース : 夫婦ともに年金収入のみ 66 才

夫の年金 250 万円 妻の年金 200 万円

→ 夫は**配偶者特別控除** 38 万円が受けられ、住民税でも減税となる。

5. まとめ

配偶者特別控除が適用できる妻の年収が 201 万円以下までと拡大されたことは、共働きの若い家庭にとっては控除額が増え喜ばしいことです。

しかしその一方で相変わらず社会保険の扶養を外れる「130 万円の壁」の悩みは、解決されていません。

夫の社会保険の扶養を外れるかどうかは、パートで働く子育て中の主婦にとって大きな問題です。

年収 150 万円とは、時給 1000 円で 1 日 6・7 時間、月に 20 日前後働くということです。

せっかく働いたのに手取り額が減少してしまう、いわゆる働き損を嫌うのもっともです。

女性の就労意欲を高めるためにと国は旗を振っていますが、女性の働き方は税金だけではない諸々の事情に左右されているのが現状です。

ただ、個人的には長い将来を見据えて自分のために自分にあった働き方をしてほしいと思っています。

川口 雅子

表1 改正後の配偶者控除

夫の年収	1120万円以下	1170万円以下	1220万円以下	1220万円超
配偶者の年収 103万円以下	38万円	26万円	13万円	0万円
同上で配偶者が老人控除対象	48万円	32万円	16万円	0万円

表2 改正後の配偶者特別控除（配偶者の収入は見やすいようにおおまかに処理してあります）

夫の年収		1120万円以下	1170万円以下	1220万円以下	1220万円超
配偶者の 年収	150万円以下	38万円	26万円	13万円	0万円
	155万円以下	36万円	24万円	12万円	0万円
	160万円以下	31万円	21万円	11万円	0万円
	166万円以下	26万円	18万円	9万円	0万円
	175万円以下	21万円	14万円	7万円	0万円
	183万円以下	16万円	11万円	6万円	0万円
	190万円以下	11万円	8万円	4万円	0万円
	197万円以下	6万円	4万円	2万円	0万円
	201万円以下	3万円	2万円	1万円	0万円
	201万円超	0万円	0万円	0万円	0万円



＜簡単りんごケーキ＞

【作り方】

1. りんごを薄くいちょう切りにする。
2. 卵を割りほぐし、砂糖を加えよく混ぜる。
3. サラダ油とバニラエッセンスも加える。
4. りんごを加え、最後に☆の粉類をふるい入れる。
5. こねないようさっくりと混ぜる。
6. 180℃に予熱したオーブンで40分程度焼く。
7. 竹串を差し何もついてこなければ焼き上がり。
網の上で冷ます。

順番に混ぜていくだけの簡単ケーキです。
お好みにレーズンやナッツ等を混ぜてもおいしいです。

青木 純子

【材料】

- ☆薄力粉 100g
- ☆ベーキングパウダー 小さじ1/2
- ☆塩 ひとつまみ
- りんご 1個
- 卵 1個
- 砂糖 80g
- サラダ油 50g
- バニラエッセンス 少々



所得税について

～確定申告～

新年を迎えいよいよ確定申告の時期が近づいてまいりましたので、平成29年中の経費をまとめたり、医療費の領収証を集めたりと申告資料の準備をお願い致します。

平成29年分の所得税の確定申告は平成30年2月16日（金）より申告が開始となります。ただし所得税還付の申告に限っては1月1日より申告書の提出が可能となります。

1. 確定申告をしなければいけない人

- ・ 個人事業主の方
- ・ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・ 給与を1か所から受けていて、他の所得金額が年20万円を超えている方
- ・ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされていない方
- ・ 年間で110万円を超える財産の贈与を受けた方
- ・ 一定額以上の公的年金を受給している方
- ・ その他特例制度などの適用を受ける方

2. 確定申告をすると税金が還付される場合

- ・ 源泉徴収されているが、年の途中で退職し年末調整を受けていないとき
- ・ 多額の医療費を支出したとき
- ・ 初めて住宅借入金等特別控除を受けるとき（2年目以降は年末調整で控除）
- ・ 特定の寄附をしたとき
- ・ 株式の譲渡損失があるとき

個人事業主の方はもちろん、給与所得者の方でも副業で20万円を超える所得がある人はその分も含め確定申告が必要となります。

副業と言っても幅広く、アルバイトや内職、不動産貸付などのほか株式、FXや今流行のビットコインなどの仮想通貨への投資、ブログのアフィリエイト収入など様々です。

確定申告の必要があるのに申告を怠ってしまった場合、加算税や延滞税を課される可能性があるのでメインの収入以外に所得がある方は注意が必要です。

給与所得しかない方でも年の途中で退職している、乙欄徴収されている方や医療費控除、ふるさと納税など寄付金控除を受けようとしている方は確定申告が必要になります。

医療費控除などを受けたい場合や申告が必要そうな所得がある場合には担当者までご相談ください。

川島 隆寛

青い空と心の風景から

不安は悪魔からの贈り物
安心は神様からの贈り物
どちらかを選ぶかは
あなた次第

なな[☆]

この世は行動の世界
思ったことを思った通りに
行動できる素敵な世界
行動しないなんてもったいない

なな[☆]

ありがとう
人から何回言われるか
言われた分だけ
運は上がる

なな[☆]

【杉本敦美 作品集より】

おすすめの1冊

税金格差

～ なぜこの国は「正直者がバカを見る」仕組みなのか？ ～

私たちの生活に密着していながら、その仕組みの理解が定着化されていない「税金」について、ジャーナリストである筆者が確かなデータと庶民目線でその問題点を鋭く切り込んだ一冊。

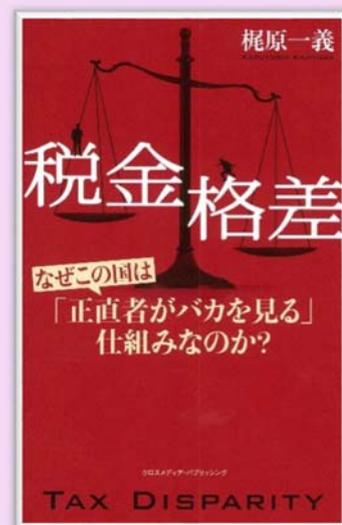
筆者が危惧しているのは、国民が税への関心を持たないようにする仕組みが原因で、痛税感が低下し、税への無関心化が助長されつつあるがゆえに、税の仕組みや自分たちが支払った税金がどのような使われ方をしているのか知ろうとしない。税に対する問題意識がない。という事。

本来の税金の目的である ①財源調達機能 ②所得再分配機能 ③経済安定化機能が不公平税制によって損なわれ、社会・経済に影響を与えるという事。

持てる者ほど払わず、持たざる者ほど重荷となる理不尽の根源。

税から今日の格差と経済の問題点を解くだけでなく、税の仕組みについて初歩的知識から学べる新しい教養の一冊です。

今泉 典子



著者：梶原一義

発行所：(株)クロスメディア・
パブリッシング

定価：1280円（税別）

労災保険の特別加入制度について

労働基準法では、労働者が業務上の災害を被った場合には、事業主がその災害補償をするように義務付けられています。その補償は、療養費の他、休業した場合は休業補償、障害が残った場合は障害補償、また死亡した場合は遺族補償・葬祭料に及びます。

このような災害補償の負担は、企業経営には大変重くのしかかります。

このため、事業主に代わって、その補償を行うのが労災保険制度です。（労働基準法では、労災保険等から労働基準法に相当する給付が行われるときは、事業主は補償の責を免れるとしています。）

それでは、労災保険制度でいう労働者とは、“職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいう”としています。そのため、常用、臨時、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態に関係なく、試用期間中であっても、労働者は保険給付を受けられます。ただし、事業主、代表取締役、業務執行権を有する役員（注1参照）等は労働者ではないため、労災保険の適用はありません。また、事業主と同居している親族も原則適用外となります。

また、労災保険法の適用は、日本国内の事業に限られるため、長期に海外の事業に派遣されて働く者は、労働者であっても対象になりません。

一方、中小企業の事業主の中には、労働者と同じように作業をしたり、通常業務が現場作業だったりすることが多く、被災する可能性があります。健康保険では原則、業務上のケガや病気には使用できないため、万一業務中に被災した場合には、生活が脅かされることになるでしょう。

このため、労災保険制度の適用外の人に対して、労働者に準じて保護をするために、特別に労災保険への任意加入を認め、保険給付への途を開いたのが**特別加入制度**です。

特別加入できる人は、次の通りとなります。

(1) 中小企業事業主等；中小企業と認められる規模の事業主等が対象となります。

金融業、保険業、不動産業、小売業 …	50人以下
卸売業、サービス業 …	100人以下
上記以外の業種 …	300人以下

(2) 一人親方及びその他自営業者及びその家族従事者

(3) 農業関係作業従事者等の特定作業従事者

(4) 海外派遣者

特別加入の手続きは、通常の場合と異なりますので、詳細については弊事務所までお問合せください。

注1) 代表取締役以外の取締役で、取締役会の決議によって、取締役会設置会社の業務を執行する者として選任された取締役をいう。

社会保険労務士 白澤 貴夫



湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

「四万温泉・河原の湯・清流の湯」

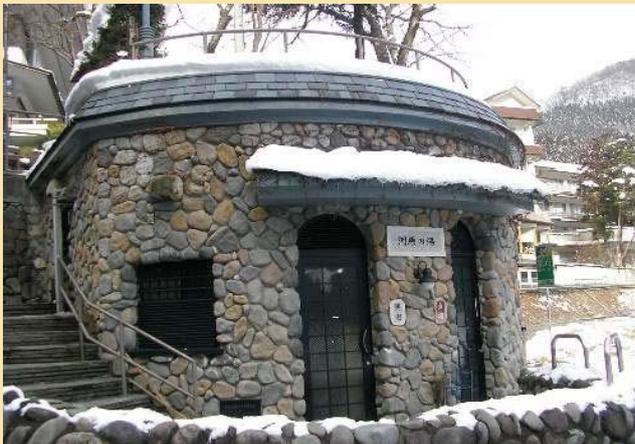
四万川に沿って、四万の温泉街が広がっています。

「河原の湯」は四万川の合流するところにあります。「四万たむら」「積善館」のすぐ近くです。

低い位置にあり、円形で石造りの外観となっている建物ですが、まわりの風景との違和感は感じられないです。橋のたもとから階段を降りて行くのですが、名前の通り、川のすぐ横にある共同湯です。川が増水した時は大丈夫だろうか、余計な心配をしてしまいました。

中はこじんまりとした浴場となっており、石の床に石の壁、湯船は3人～4人が入れるほどの御影石造りとなっています。

四万(?)の病に効くというお湯は、源泉にも近いことから鮮度も良く、量も豊富で、溢れ出ている状態でした。無色透明で、やや熱めとなっており、注ぎ口には飲泉用のコップもあり、四万での共同湯では一番の評価を得ているようです。



住所：群馬県吾妻郡中之条町四万温泉（河原上?）

TEL：なし

泉質：ナトリウム、カルシウム塩化物硫酸塩泉

効能：リュウマチ、皮膚病、婦人病、胃腸病他

時間：10：00～15：00

料金：無料（善意寄付箱あり）

駐車場：すぐ近くの公共駐車場が利用できます

今回はもう一ヶ所、町営の日帰り温泉施設「清流の湯」をご案内します。

四万温泉街の入口にあり、左に狭い橋を渡ると四万診療所があります。その隣に広い駐車場のある和風の比較的新しい建物となっています。内部も広く清潔で、浴場や露天風呂からの景色も良く、四万の湯を堪能しながら、ゆっくりと休めます。

共同湯のあとは、ここでくつろぐと良いかも知れません！！

住所：群馬県吾妻郡中之条町四万 3830

TEL：0279-64-2610

料金：2時間 500円



森 富夫

信用情報機関を利用したの債務調査

先日、「私が子供のころ家を出て行った父親が亡くなったと知らされたのですが、財産がどうなっているかまったく分かりません。どうしたらいいのでしょうか。」という相談がありました。

プラスの財産だけであれば調査をそれほど急ぐ必要もないのかもしれませんが、マイナスの財産が大きければ相続放棄という選択肢も出てきます。以前にも申し上げましたが、相続放棄とは相続人の地位ではなくなり、被相続人の一切の財産、つまりマイナスの財産だけでなくプラスの財産をも放棄するということです。相続放棄の手続は、被相続人の住所地の家庭裁判所に相続放棄の申述をします。相続の開始を知ったときから3か月以内に申述を行わなくてはなりません。調査に時間がかかりそうな場合はあらかじめ家庭裁判所に相続の承認・放棄の期間を伸ばすことを申し立てることができます。

ところで、ローンや借金など負債はどのように調べたらよいのでしょうか。借用書や請求書が見つければ債権者に問い合わせることができますが、何もないからといって安心はできません。とくに一緒に暮らしていたのでなければどんな生活をしていたのか分からないからです。上記の相談者の父親の部屋からは某消費者金融のカードが1枚出てきました。クレジットカード会社と違い消費者金融の返済は、通常、銀行口座からの引き落としではないため、銀行通帳には記載がされず、取引中だったか取引が完了しているのかわかりません。

そこで、念のため、このカードの消費者金融と、そのほかにも負債がないかどうか調査することにいたしました。

銀行や信販会社、消費者金融などの金融機関のほとんどは信用情報機関に加盟していて個人の信用情報を共有しています。

信用情報機関は3つあります。まず、銀行の加盟している全国銀行個人信用情報センター。それから、主に信販会社、消費者金融会社が加盟している(株)日本信用情報機構と(株)シー・アイ・シーです。

それぞれの信用機関に信用情報の対象となる方の情報開示請求書とともに戸籍謄本、信用情報の請求者である相談者の戸籍謄本、手数料の定額小為替を同封して郵送したところ2週間ほどで回答がありました。ちなみに戸籍謄本等はコピーではなく原本を送付しこれらは還付されません。

その結果、過去の借入状況などが記載された記録が出てきましたが、残っている債務はないことが判明しました。相続放棄の手続きはせずに済みそうです。

ただし、これらの信用情報機関での債務の状況は、加盟している銀行や信販会社、消費者金融等に限られますので、万が一親戚や友人から借りていたかどうかまではわかりません。

司法書士 米澤 智子

職員アンケート

① 最近見た映画 ② 今一番気になること ③ 今年の抱負

森 富夫

- ① フィールド オブ ドリームス
- ② 稀勢の里
- ③ あせらず DO MY BEST

白澤 貴夫

- ① 特になし
- ② 身体健全
- ③ 安定航海

米澤 智子

- ① バニラボーイ トゥモロー・イズ・アナザー・デイ
- ② 顔のたるみ
- ③ めざせ！見た目年齢マイナス5歳

森 弘毅

- ① プリキユア アラモード
- ② 働き方改革
- ③ 本年も宜しくお願い致します！

阿久津 稔

- ① 八甲田山
- ② 家族の将来
- ③ 戦力となる身体にする

成田 佑

- ① 君の名は
- ② 世界平和
- ③ 頑張ります

西戸 浩一

- ① スターウォーズ～最後のジェダイ～
- ② ずっと作成中の本棚
- ③ 健康に気を付ける

川島 隆寛

- ① ダイバージェント
- ② 新型のパソコン
- ③ 無駄なく貯蓄する

中島 良典

- ① 探偵はBARにいる
- ② サッカー日本代表
- ③ 毎日5km歩く

金子 貴一

- ① ハリーポッター
- ② 仮想通貨
- ③ しっかりと色々な準備をする

川口 雅子

- ① シン・ゴジラ
- ② (自分も含めて)家族の健康
- ③ 今年こそ一人旅に出かける

新島 澄栄

- ① DESTINY 鎌倉ものがたり
- ② 体脂肪率
- ③ 今年も懲りずにダイエット

松本 晃子

- ① オリент急行殺人事件
- ② 長男の結婚(相手は?)
- ③ 少し無理をしても体を動かす

青木 純子

- ① 最近見ていません。”8年越しの花嫁”が見たいです
- ② 無水調理鍋
- ③ 健康第一

山本(中塚) 亜希子

- ① ラ・ラ・ランド
- ② 今夜の夕飯(何つくろう...)
- ③ 歩く！

今泉 典子

- ① 打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？
- ② 若々しく過ごせる秘訣
- ③ 今年も一年健康に過ごす

長谷川 紀子

- ① この世界の片隅に
- ② 海外ドラマ「スキャンダル」の続き
- ③ 仕事を覚えること

森 理英子

- ① 彼女がその名を知らない鳥たち
- ② NHK 海外ドラマ「THIS IS US 36歳、これから」
- ③ 肌つや良く生活すること

依田 一恵

- ① SING
- ② こどもの習い事
- ③ 整理整頓



税務カレンダー

1月

源泉所得税の納付	【1月10日(水)まで】
納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納付	【1月22日(月)まで】
給与支払報告書の提出	【1月31日(水)まで】
固定資産税の償却資産に関する申告書の提出	【1月31日(水)まで/期限の早い市町村があるので注意しましょう】
11月決算法人の確定申告	【1月31日(水)まで】
5月決算法人の中間(予定)申告	【1月31日(水)まで】

- ・ 年末調整の結果による過不足税額の精算や年末商戦用に仕入れた商品などの支払いが重なることが多いので資金繰りを確認しましょう。
- ・ 受け取った年賀状は住所録等と突き合わせ、住所、役職などに変更がないかをチェックしましょう。

2月

12月決算法人の確定申告	【2月28日(水)まで】
6月決算法人の中間(予定)申告	【2月28日(水)まで】
固定資産税の第4期分の納付	【各市町村の指定日まで】
平成29年分贈与税の申告・納付の受付開始	【2月1日(木)から3月15日(木)まで】
平成29年分所得税の確定申告・納付の受付開始	【2月16日(金)から3月15日(木)まで】

- ・ 確定申告開始です。住宅ローン控除や医療費控除などの御相談は森会計担当者までどうぞ。

3月

平成29年分所得税、贈与税の確定申告及び納付	【3月15日(木)まで】
1月決算法人の確定申告	【4月2日(月)まで】
7月決算法人の中間(予定)申告	【4月2日(月)まで】

- ・ 3月決算法人では、決算日当日の在庫の实地棚卸、現金・手形等の調査を行ってください。
- ・ 社員の家族では、進学・卒業の有無等をチェックします。移動がなければ、家族手当の変更、扶養控除等(異動)申告書の提出を受けましょう。



ひとこと

年が明けまして平成30年です。

「平成」の元号もあと少しですね。皆様の平成はどんな時代だったでしょうか。

来年の改元で、次はどのような元号に決まるのか気になります。

依田 一恵

森・白澤・米澤合同事務所

税理士法人 森会計事務所
森 弘毅 公認会計士事務所
白澤貴夫 社会保険労務士事務所
米澤智子 司法書士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号
TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056
E-mail morikaikei@mva.biglobe.ne.jp
URL <http://www.morikaikei.jp/>